

むつみ

第 35 号

平成 3 年 8 月 20 日



半田沼

福島県土地改良団体職員連絡協議会

日

次

一、時の流れに思う……………安積疏水土地改良区

十年の土地改良区 根本 博

二、三十年を振り返って……………安積疏水土地改良区 伊東 嘉一

猪苗代湖の透明度を昔のように

一、平成三年度役員会開催……………事務局

四月二十四日(土地連会議室)

二、平成三年度第二回役員会開催……………事務局

七月二十一日(土地連会議室)

三、平成三年度総会……………事務局

七月二十二日(飯坂温泉ホテル聚楽)

四、会長挨拶……………事務局

会長 佐原 正秀

五、職員業務研修会……………事務局

七月二十一日(ウェディング・エルティ) (二十一世紀を拓く農村農業の整備外)
(土地改良区の運営と施設管理外)

六、土地改良区に勤務して……………事務局

安積疏水土地改良区 伊藤 一美

七、マラソン・バカ……………事務局

湯川村勝常土地改良区 小野 澄雄

八、雑感……………事務局

会津大川土地改良区 佐竹 孝

九、永年勤続の抱負……………事務局

土地連 栄木 隆之

一〇、改良区二十年の思い出……………事務局

二日酔は早朝の?

「仕事だから」という言葉を慎んで

会検で現地調査がなく残念?

平成三年度役員会開催

本年度第一回の役員会は四月二十

四日土地連会議室において、尾形事

務局長の司会で進められた。

大森会長より辞任の願出が提出され
ていたため、佐原副会長より平成
二年度の本協議会運営についてのご
協力に対してお礼を述べ、統いて土
地連佐藤専務理事(本会顧問)より、
さきに行われた統一地方選挙に対す
るご協力を謝する旨、平成三年度に
おける土地改良事業の概要の紹介が
あった。

次に議題に移り、佐原副会長が議
長となり
1 平成二年度事業執行状況につい
て
2 平成二年度收支決算報告につい
て

監査員二名中一名が本年一月に
退職されたため、当日の監査結果
を鈴木監査員より報告された。退
任した監査員の監査の取扱いにつ
いて質疑が行われ、事務局より後
日監査を受けることの申し出があ

り了承された。
昭和五十八年度より会津、中通
り、浜通りの順で開催してきたが、
順序からすれば本年度は浜通り
(相双地区)となるが、宿舎の関
係及び特に中通りについては広範
開催することを提案、福島農地事
務所管内で開催することが了承さ
れた。

4 平成三年度研修計画について

イ 総会時研修について

例年開催地に関する土地改
良事業の実施状況及び土地改良
事業における事務手続きの研修
を実施してきたが、本年度は会

員の意向を反映した研修を実施

したい旨事務局より提案があり、
協議の結果前年同様講演を主と
した研修を計画することで了承
された。

ロ 県外研修について

研修計画について協議された
前年度本協議会独自の県外研修
改選について



が、前年同様職員協議会独自の
研修を実施することが了承され、
研修地については事務局に一任
された。

5 その他

大森会長より提出された辞任願
いについて協議されたが、事情や
むを得ないものとして承認され、
引き続き後任会長の選任についてを

6 その他の

引続き後任会長の選任についてを
順序からすれば本年度は浜通り
(相双地区)となるが、宿舎の関
係及び特に中通りについては広範
開催することを提案、福島農地事
務所管内で開催することが了承さ
れた。

平成三年度

第二回役員会開催

議題とされたが満場一致で副会長
の佐原正秀氏が会長に決定された。

後任副会長は当分の間欠員とする

ことで了承された。

四月一日の人事異動により、事務

局長の交替が行われた旨報告された。

前任 尾形次男

後任 角田弘

議室において、幹事、監査員、連絡
員が出席、角田事務局長の司会によ
り開催された。
まず佐原会長より本日の役員会開
催の主旨について挨拶した後、議長
となり次の事項を協議した。
(1) 平成三年度補正予算案について
(2) 平成四年度事業計画、収支予算
案、会費の徴収について
(3) 役員の選舉、平成四年度役員の
改選について

平成三年度総会

本協議会の平成二年総会は去る

(永年勤続者)

七月二十一日 土地連主催による農業講習会

卷之三

村整備研修会に参加要請があり終了後会場を飯坂町ホテル聚楽に移し十七時五十分よりナポレオンの間にて会員及び来賓が出席して開催

連指導課長）の司会で佐原会長（土地津北部土地改良区）が挨拶を行い、永年勤続者表彰が行われ表彰状と記念品が贈られた。表彰者は次のとおりです。受賞の皆様おめでとうございます。健康に留意され益々の御発展を祈念いたします。今後とも本協議会に尚一層のご協力を願いします。



役員補選

| | | |
|-------|-------|-------|
| 幹 | 事 | |
| 監 | 查 | 員 |
| " | 浜 | 中 |
| 通 | 通 | 通 |
| り | り | り |
| 愛谷堰 | 安積疏水 | 矢吹原 |
| 土地改良区 | 土地改良区 | 土地改良区 |
| | | |
| 稻葉 | 都忠弘 | 宮坂正幸 |
| 正 | 正 | 正 |

が事務局より報告され全会一致で次のとおり選任された。

役員改選

本日、ここに平成三年度通常総会を開催いたしましたところ、ご来賓の皆様にはご多忙にもかかわらずご臨席の栄を賜り、心から厚く御礼申

會長挨

引続き十八時四十五分より米賓の土地連佐藤専務理事、福島農地事務所楠所長、大戸主幹兼次長、難波管理課長、二階堂係長、安達用水改良事務所須藤所長出席のもと懇親会が開催された。

以上で総会を終了した。

会員が一同に会するのは、総会が唯

| | | | | |
|--------|---------|----------|-------|-----|
| 堰土地改良区 | 疏水土地改良区 | 加納村土地改良区 | 河内英治 | 浦康司 |
| 稻葉正三名 | 鈴木忠尚 | 藤弘尚 | 以上十八名 | |
| | | | | |

賛金の額及び徴収方法を提案 事務 局の説明後いずれも原案どおり可決されました。次に役員の補選について提案された。これは会長大森哉氏が一身上（健康）の都合により辞任の申し出があり四月二十四日の役員会で承認されたため、又、代表監査員橋本幸一氏（郡山市議会議員）の退職、監査員志賀秀英氏（大熊農協参事）の退職による補選を総会において選任されることになつており、次のとおり選任された。

続いて議長選出に移り伊達西根堰
土地改良区安孫子慶一氏を選出し、
挨拶の後、平成二年度事業報告及び
収支決算が一括議題として事務局の
説明、監査員の監査結果報告後、原
案どおり承認された。

次いで福島農地事務所補所長、土地連佐藤専務理事より来賓祝辞その外の来賓の紹介があつた後、次の方々の祝電が披露された。

十一

来なかつた人も是非来年は参加されるよう望みたいものである。歌と踊りのショーをみながらの懇親会も各地改良区の運営や職場の話題又、カラオケの飛び入り。流石に「ノド」自慢とあって美声が会場一杯に響きわたり和氣あいあいの中に楽しい一夜を過ごすことが出来ました。

し上げます。

良事業の推進のため誠にご同慶に堪えないところであります。

本日の総会におきましては、永年勤続職員として安積疏水土地改良区根本博さん外三十三名の方々も表彰できますことは本協議会の最も喜びとするところであります。

すでに御案内のとおり、前大森会長が健康上の理由から辞任の申し出がありました。申し退れましたのが、同日会長に選任されました会津北部土地改良区の佐原でございます。前会長同様一層のご協力をお願いいたす次第であります。

次に会員の研修について申し上げますと、総会時に部外の講師による世界の情勢、土地改良施設の損害賠償保険の実例を講演頂いたわけであります。特に土地改良施設の賠償保険につきましては、土地連のご協力により、未加入団体の解消がはかられているところであります。又、昨年まで農地集団化推進協議会と共に催しておきました県外研修を、本協議会独自で四十八名の会員の参加を頂き、岩手県水沢市胆沢平野土地改良区におきまして有意義な研修を実施することができました。本年研修内容は次のとおり。

福島県の農村整備について、福島県農地林務部黒沢次長の基調報告があり、続いて参議院議員岡部三郎先生の「二十一世紀を拓く」農村農業の整備の講演が行われた。

引き続いて東北農政局小林英一郎設計課長の農業農村の現状と今後の方向について講演があり、休憩後、さきの大戦においてルバング島より生還された小野田寛郎氏による特別講演が行われた。

第二日目は九時よりホテル聚楽別館会議室において中央土地改良管理指導センター所長佐藤繁雄氏の講演が行われた。

佐藤講師は宮城県の出身で東北農事務官として安積疏水土地改良区勤続職員として安積疏水土地改良区根本博さん外三十三名の方々も表彰できますことは本協議会の最も喜びとするところであります。

すでに御案内のとおり、前大森会長が健康上の理由から辞任の申し出がありました。申し退れましたのが、同日会長に選任されました会津北部土地改良区の佐原でございます。前会長同様一層のご協力をお願いいたす次第であります。

次に会員の研修について申し上げますと、総会時に部外の講師による世界の情勢、土地改良施設の損害賠償保険の実例を講演頂いたわけであります。特に土地改良施設の賠償保険につきましては、土地連のご協力により、未加入団体の解消がはかられているところであります。又、昨年まで農地集団化推進協議会と共に催しておきました県外研修を、本協議会独自で四十八名の会員の参加を頂き、岩手県水沢市胆沢平野土地改良区におきまして有意義な研修を実施することができました。本年研修内容は次のとおり。

土地改良区の運営と施設管理

I 農業基盤整備費の再編

- ▲食料増産対策費→農業基盤整備費→農業農村整備費▼

II 土地改良制度改正

1 中央の情勢

2 土地改良区運営の現状

3 土地改良区の役割と編成強化



佐藤講師



研修会

- ・役割の評価／今後の位置付け
- ・合併の評価／今後の取組み
- ・財政基盤の強化／施設の多面的高効率利用

② 土地改良施設の維持管理の適正化

- ・土地改良施設の効果／地域（効果）
- ・各機関の役割分担／方法、基準、費用の分担
- ・末端施設の管理／2極分化、管理組織の構築
- その他



総会



来賓挨拶（佐藤専務）



来賓挨拶（楠所長）

度も引き続き実施する計画でありますので、多数のご参加をお願いする次第であります。

次に機関紙「むつみ」の発行についてですが、会員が自由に意見なり、各団体の啓蒙等を発表出来る唯一の情報紙ですから、大いに活用されることを希望するものであります。な

お、新たに会津大川土地改良区外三団体の加入がありましたが、未加入団体の加入がありませんでしたこと、お願いです。

ご承知のとおり、我国の農業を取りまく情勢は大幅な転作に加え、米の自由化、農産物価格の低迷、市場

開放等内外共に厳しいものとなっております。今後の農業基盤整備事業

は、単に生産基盤の整備のみでなく、生活環境の整備と農村の近代化のため有効な施策を進めるため、農業農村整備事業として本年度より新たに

出発をしたわけであります。

特に農家負担の問題につきましては、農林水産省において新たに土地改良区負担金償還総合対策が創設されれたわけでありますので、農業基盤整備事業の農家負担の軽減に活用して頂きたいと思います。

これからは管理の時代といわれて

おりますが、数多い土地改良施設の管理の充実強化のため一層の努力をしなければならないと痛感するもので、組合員に対する意識の高揚にあります。

次に、去る四月の統一地方選挙にて、組合員に対する意識の高揚にあります。本協議会代表監査員でもあります。

郡山市多田野土地改良区の橋本幸一さんが郡山市議会議員に、会津北部土地改良区の遠藤忠一さんが喜多方市議会議員に新人としては最高位で当選されました、誠におめでとうございます。

本協議会代表監査員でもあります。厚く御礼を申し上げます。その中で

は土地改良事業にご理解を頂ける首長、議員の当選が出来ましたこと、

本協議会代表監査員でもあります。

たします。

本日の総会には平成二年度決算報告案件をはじめ、六件の議案、更に

の後任役員の補欠選任、任期満了に伴う平成四年度からの役員選任を提出しております。慎重にご審議頂

き、円満に議事が終了出来ますようお願いしてご挨拶いたします。

特に土地改良区の運営について、中央の情勢として学識経験者、土地改良区関係者による土地改良区対策研究会が発足され第一回目の会合が持たれた旨、報告があった。

又、土地改良区の運営については、一般的として職員1名に対し人件費、旅費、事務所経費として年間六、〇〇〇千円が必要とされる（経常賦課金一〇アール当たり、二〇〇円×五〇〇ヘクタール六、〇〇〇千円）。従って五〇〇ヘクタール以下の土地改良区については、

関係市町村の財政援助がなければ正常な運営が望まれない旨報告があり、講演後質疑が行われた。国営、県営事業で造成された土地改良施設の管理経費の負担はどこで負担すべきかどうかとの質問があつたが、受益者負担が原則である旨の回答があり講演を終了した。

統いて、県営かんがい排水事業西根下堰地区の現地研修のため会場より徒歩で現地に集合、伊達西根堰土地改良区石幡参考の概要説明を受け、質疑応答の後、二日間の研修を終り解散した。

県営かんがい排水事業 西根下堰地区概要書

1 地域

本地域は福島県の北部に位置する阿武隈川左岸に展開した水田地帯であり、福島県、伊達郡伊達町、桑折町並びに国見町の一市三町にまたがり、水田地帯内標高は四一・〇〇m～七八・〇〇m、傾斜は、百分の一～三百分の一となっており地域内は比較的平坦である。

2 目的

本地区は福島市の北部に位置する伊達郡桑折町、伊達町、国見町および福島市に亘る約五一二haの水田地帯であつて、農業経営は丘陵部に果樹園、平坦地に水田等理想的な地域でありながらその基幹である用水路が元和元年佐藤新右エ門によつて開さくされたままの土水路であるため、断面の狭小勾配不整のため、漏水甚だしく、度々植付遅延が見られ、末端では常に用水不足に悩まされ、近代農業であるほ場整備も必要性を痛感されながらも実施出来ない現状にある。

これら諸条件解消のため、用水

土地改良区に勤務して

安積疏水土地改良区 伊藤一美

わたしが安積疏水に勤めたのは、昭和五十六年でした。当時郡山地方の平均的な稻作農家に長男として生まれ育ちながら、お恥ずかしい話ですが、安積疏水が又、土地改良区がどういう仕事をしている所なのか、全くわかりませんでした。学校を卒業する頃、自分の望む仕事に就くことが一番幸せだと先生に教えてもらつたのですが、何も知らずに就職したのでした。

今では安積疏水の事業が小学校四年生の教科書に載り、社会科の授業の大部分を使って安積疏水について勉強している学校もあるそうです。今から約百十年前、奥羽山脈に穴を穿ち茫茫たる原野であったこの安積地方に、猪苗代湖の水を東流させ、今日の郡山地方の発展の基となつたということを知る人も多いのではないかでしょうか。

現在私は水利課に属し、配水や施設の保守点検等にあたっております。国営事業によって基幹施設は改修整

備され、集中管理システムを導入することにより、長年の経験と勘を要した配水調整が、新前の方でも可能となつたのです。当安積疏水には施設看護人という水門監守や水路看護人又揚水機操作人が約百名おります。職場の先輩や施設看護人から、貴重な体験を教えてもらい、皆と連絡を密にし心を合わせ、天然の資源である米でもが、国内外から自由化を迫られる有様です。稻作農家にとって大切な水を扱う私達にも、あきらめにも似た不安な気持ちが伝わってきます。これらの状況をよく把握して、これまでの諸先輩が築いた伝統を十分に生かし、組合員の為にこれからも頑張りたいと思います。

路を改修し農業生産基盤を整備、多大な維持管理費を節減し大型機械の導入を可能にして労働生産性化に寄与するものである。

用水の不安定、施設の不合理性に悩まされ不安定な水田単作農業を悩んでいます。

本事業計画により頭首工の改修、幹線用水路、十一kmの改修を行い、末端用水路を施行し、農業生産基盤を整備する。

用水の合理的な再編成を計画、通水の円滑化と分水の適性化を図る。

なお附帯事業として関連ほ場整備、

本事業計画により頭首工の改修、

幹線用水路、十一kmの改修を行い、

末端用水路を施行し、農業生産基盤を整備する。

3 事業計画の要旨

本地区は稻作を中心とした穀倉地帯であり、将来とも農業に対する依存度が高い地域であるが、現況の用水不足で述べたとおり常に

換計画を取り入れ、農業経営の近代化に寄与するものである。

4 全体事業費実施状況

| 主要工事計画 | 頭首工 | | | | 水路工 | | | | | |
|--------|---------|----------|-------------|------------------|--------|----------------------|-----|-----------------|--|--|
| | 固定堰 | 延長34.0m | 用水路 | L=11,776.00m | 土砂吐ゲート | 20.0m×1.4m 1門 | 排水路 | L=4,119.00m | | |
| | | 取水ゲート | | 前野川放水路 L=242.00m | | 管理橋構造 l=20.0m B=1.7m | | 塩ノ目放水路 L=73.80m | | |
| | | 計画取水量 | | 産ヶ沢放水路 L=808.00m | | 新堀川放水路 L=2,995.00m | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 工種 | 数量 | 全額 | 摘要 | | | | | | |
| | 頭首工 | 1ヶ所 | 162,960千円 | | | | | | | |
| 事業費 | 幹線水路 | 11,776m | 863,867 " | | | | | | | |
| | 小計 | | 1,026,827 " | | | | | | | |
| 事業費 | 測量及試験費 | 1式 | 35,334 " | | | | | | | |
| | 用地買収補償費 | 1式 | 44,173 " | | | | | | | |
| 事業費 | 実施設計費 | 1式 | 7,817 " | | | | | | | |
| | 工事雑費 | 1式 | 28,249 " | | | | | | | |
| 事業費 | 計 | | 1,142,400 " | | | | | | | |
| | 事務費 | | 64,398 " | | | | | | | |
| 事業費 | 合計 | | 1,206,798 " | | | | | | | |
| | 同種関連事業 | | 異種関連事業 | | | | | | | |
| 関連事業 | 団体営かんばい | | 県営ほ場整備 | | | | | | | |
| | A=119ha | 78,400千円 | A=697ha | 3,865,000千円 | | | | | | |

マラソンバカ

会津大川土地改良区 佐竹孝

「なんで、あんな苦しいのに走んの？」と言われ続けて、もう十年近くなり、今でも毎朝の日課はマラソンである。

雨が降ろうが、雪が降ろうがである。もしやりが降つても何とかして走るかも。真冬のマラソンはこたえ人黙々とはほは全く感じず、手は寒さでしびれ、軍手ではダメ。スキーや完全装備で走る。鼻水を流しながら走る姿は見られたものでない。シューイズは、一年を通して同じシューイズで間に合う。一度長靴で走つたが、思うように走れない。

それでも、走り終わって室内に入ると汗がふき出してきて、最高の気分。朝メシをたらふく食べて、仕事に取りかかる。

二日酔の時は、朝ひと汗をかけばすぐ直る。スポーツをやらない人は、午前中いっぱいは調子が悪いと聞くが、朝早く起き体を動かせば直るは

走った後は仲間と、反省会と称し

みもなく、誰も不平も云わぬ毎日が残業の連続でした。このように頑張つても、一時利用地の指定がおくれ、牛馬を主戦力とした当時の農作業、田植が六月、遅い時は七月にも入り苗が伸び過ぎ、一段根が生じ、新聞に報道された苦い経験もありました。

受益者の事業費負担を軽減しようと、二次製品は一括購入し現物支給したことや、新農村建設事業で求めたブルドーザーを借上げ、直営で開田を実施する新しい試みもしました。請負施行地の田面手直しが出来、経費は要したが機械力のなった当時、受益者から大変喜ばれたものです。

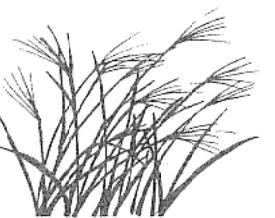
直営は、現品検査・受払、燃料、修繕など事務量が多かったことは事実だが、苦とも思わなかった。設計など技術的なことは、凡て土地連の援助を仰ぎ、職員の派遣を願い、設計書の作成に何日も徹夜した部長さんや、職員には頭が上がらなかつたこと、今でも脳裏にあります。事業費の特別賦課金徴収は百%に達するが、継続事業であり全域への経常賦課金の徴収が低く、農林漁業資金借入にあたり、県信連は、すべて公正証書貸という厳しい経験もさせられ、このようなことが、その後の仕事にず

い分役立ちました。

猪苗代湖の同じ頭首工より取水する水利権と、維持管理費の節減から、県の指導で昭和四十六年安積疏水に合併、五百川十地改良区は解散した。

導者に恵まれ、私は非常に幸せな時代でした。事業に奔走した役員や関係者の殆どは、この世を去り、あん

なに苦労して造成した二百haの緑の水田、皮肉にも、今では減反の強化は図り知れないと考えるのは、私一人ではないでしょう。



公害について思う

安積疏水土地改良区 伊 東 喜 一

「光陰矢の如し」、他人ごとのよう見たり、聞こえたり、した言葉であつた。

しかし、永年勤続の抱負の一端にと寄稿依頼があった時、遂に自分の番かなあと、今更のように思えてならない字句である。

昭和三十五年四月安積疏水土地改良区に奉職。その当時は、白黒テレビからカラーテレビ放映が始まり「ゲネディ大統領選に当選」の模様が華々しく放じられた年である。

昭和四十六年には安積疏水、新安積疏水、五百川の三地区合併が実現、更にその後、十三年の歳月と一四七億を投じた国営安積疏水農業水利事業が、かんがい民待望のもと完成を見、同時に猪苗代湖の水を安積平野に灌漑して通水百年と云うことで記念式典が盛大に執り行われた事など記憶に生きしい。

時は流れ昭和から平成へ。
混乱情勢が続く中東では、世界を巻き込んだ湾岸戦争など……。

二十年振り返つて

安積疏水土地改良区 六 角 信 也

漫々たる湖面に写る磐梯山、いつ観ても心安らぐ風景である。この猪

苗代湖を水源とする安積疏水は政府直轄の事業として明治十五年に完成。奥羽山脈を開削したトンネルで五百

門から導水路で）から日橋川へと流れる水は阿賀川へ入り新潟県で阿賀野川となり日本海へ、猪苗代湖は太平洋と日本海を水で結ぶ湖である。

私が入所した昭和三十五年は、安積疏水の取入口（新取入口は国営事業で工事中）は今で言う旧取入口で猪苗代湖の水位が定水位（十六橋水門上量水標六尺二寸）に近い場合は自然流水により取水ができ、水位が低下した場合は灌漑用水は電動揚水機によって取水していた。取入口は猪苗代湖の東岸にあり、西風の荒波で砂が堆積し、揚水機運転の日が多かったです。

取入口から会津街道に沿って流れ安積疏水は清流がゆるやかに流れ、かつたです。自然流水により取水ができる場合、水位が低下した場合は灌漑用水は電動揚水機によって取水している。取入口は猪苗代湖の東岸にあり、西風の荒波で砂が堆積し、揚水機運転の日が多かったです。

猪苗代湖の透明度も二七、五四から現在の八五に……美しい湖として大切にしたいです。

猪苗代湖の透明度も二七、五四から現在の八五に……美しい湖として大切にしたいです。

二市三町二村、県内水田面積の一割近い一万ヘクタールを潤している施設は、近代的な水管システムとななり、無人化となつた猪苗代湖の上戸頭首工を始め、管理線の延長は、五三〇キロメートルにも及び、大変な数の施設であるが、汚水による腐食が管内随所に見られる様になつて来ている。

又、いずれの水路を見ても、近代文化生活の落し子であるゴミ（時に自転車やテレビもある）が多量に投棄され、スクーリン、サイフォンに溜り、それの除去、浚渫に多額の費用負担となつてゐる。

水質の汚染は、農作物の生育収量に直接、間接的に現われ、又、農作物の品質、そして農作業に悪影響を与えるなど、農業生産性を向上させる上での大きな阻止源となつてゐる。

年毎に多くなり、清流であるべき農業用水が汚濁と臭氣ある水と化している。

何気なく棄てられた汚水、ゴミが、水路に沈積していると言うような事であつては、どんなに最新式のすばらしい施設を作つても、勿体ない無駄な投資となつてしまひます。

組合員の血と汗によるところの貴重な賦課金で作られた管理施設や用語を、関係者のみならず、地域全體の人達が一緒になつて大切に使いたいものである。

更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

はないだろうか。

更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

はないだろうか。

更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

はないだろうか。

更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

はないだろうか。



更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

はないだろうか。

更に、人間生活にとって欠く事の出来ない貴重な水を、自然のままのきれいな状態で、かんがい用水に利

用し農作物の生産に従事出来る環境

作りが、私達にとって最大の念願で

連合会の勤めと自家用車

土地改良事業団体連合会 千葉英一

本会に入会（三五年五月九日）してからもう三十年と云う事ですが、それは本会の事務所の移転五回と、通勤用の自転車二台と、自家用車六台の流れの歴史でもあります。

一、初め渡利に下宿一ヶ月五五〇円

二、下宿と自転車を二度変えた後、飯坂町平野に移る。

三、電車は一七年、三一年、四年、制作の車輛など有り、当時飯坂、福島間を一九分から十十分で結ぶ。

四、スバル三六〇を買入二〇万円（中古）駐車場はなし、六ヶ月ほど乗る。

五、再度スバルR2を買入四五万円（新車）

六、スバル販売の人の勧めにより、カローラ一〇〇〇CC買入四五万円（中古）

七、次に、スプリンター一三〇〇CC買入一〇〇万円（新車）一〇年間で一〇万km乗る。後でわかった事であるが、事故車であり、雨の日など床上浸水であった。

八、その後、現在の車に買替したが、子供達はパトカーと云つて困ったものである。二年一ヶ月で五九千kmで、土、日、は山々海々の日々である。

九、その内、まだ買入をしたいと思っているがいろいろと経費もかかり大変である。ジープなど良いと思うこのごろである。

一〇、最後に会員の皆様の御健康と多幸をお祈り申し上げます。

農業問題については、政治家に利用されない本当の農業、そして憩いのある農業、そして日本人のための農業でありたいと思うこのごろである。

二三十年を省みて

土地改良事業団体連合会 佐藤文雄

最初の勤務地は会津若松支部で、現在の農地事務所の片隅を間借りしております。半紙に毛筆の手書きのもので、土地連会長は、水野谷友次郎さんでした。日額二百七拾円という事で、他の資料を見たら当時の夫夫賃（土工）が三百七拾円、大工が四百七拾五円、左官が五百三拾五円の設計単価の時です。

今想えば、土地改良事業は始まつたばかりで、耕地整理事業から小団地開発、積雪寒冷単作地の如きは、日本列島改造等が叫ばれ、一気に所得と物価が向上した様に記憶しております。

此のような時であり、時間の有効な利用等全く考えずただがむしゃらに働いて来たように思う。当時お世話になった市町村の担当の方々、そして直接仕事を共にした土地改良区の職員の方々には、現在要職につかれています。

一口に三十年と言っても、私は活躍されておりました。三十多年と言つても、私はたゞかりで、耕地整理事業から小団地開発、積雪寒冷単作地の如きは、日本列島改造等が叫ばれ、一気に所得と物価が向上した様に記憶しております。

長い間、土地改良施設の維持管理の仕事に専念致したいと思います。

去った今では、光陰矢の如しの様に想われます。

働く者の資本は健康であり、ただ一つこれだけが取り柄かと思っております。

最近は趣味と健康、そしてストレス解消も兼ねたスポーツ等色々とあります、特に昨今の「ゴルフ」、「マージャン」これらもエスカレートして博打になね傾向が強いこと、夜遅くなり翌日の勤務にひびくなど、「競馬」「競輪」等はギャンブルで歎止めがなくするする深みに入りこみ

財産をなくす等のトラブルも聞かれます。

色々と数ある趣味の中から安上がりで健康的な「碁、将棋」と、大好きな釣り、そしてスポーツの一つとしてそれほど見事な腕でなくともいい、ご愛敬でないと参加することに意義ありとばかり始めたのがゴルフです。へたな「ゴルフ」でストレス解消をはかり、健康で今日まで勤められたのも、先輩方の助言と指導があつてこそと思い、今後も多様化しつつある国民のニーズに合わせた良事業に専念致したいと思います。

の限度を超える状況になってきていました。

これまで、農民自身も営農並びに土地改良施設の適正管理によって得られる公益的効用は、自然の恩恵により農作物の収穫が得られるお返しとして、土地改良施設の管理も当然のこととして行っていたわけです

が、特に混住化の中にあって用排水路の使用者（家庭雑排水、し尿浄化槽放流水）が、その施設の管理費用の一部として使用料を負担するのは当然のことと考えられる。そのことにおいて土地改良施設の維持管理の中で他目的使用規程、使用承認申請書、使用契約書等一連の関係を例示したわけであります。受益者負担の原則に基づき、役職員が協力して現況調査の上、土地改良施設使用者の使用料負担を真剣に考える時ではいか。そのことが不可能であればそれを代わる財源を行政側にお願いしてはどうだろうか。

県外の或る土地改良区が、地域住民に水路の理解について通知が出されたので参考にでもなればと思いつの一部を紹介いたします。

土地改良施設他目的 使用について思う

土地改良事業団体連合会 大島孫三郎

農業を取りまく情勢は急激な国際化の進展に伴う米価の引下げ、米の減反と転作作物の競合、輸入農産物の増加に伴う価格低迷による農業所得の低下等年々厳しさを増している現状において、土地改良区の運営を初めてとする土地改良施設の維持管理

も財政的に容易でないものと思われます。

都市化、混住化の急進展に伴い、土地改良区を主体とした集落的管理機能の低下や、生活雑排水の流入、ゴミ投棄等による環境悪化など、管理は土地改良区等の自助努力の受忍



● 土地改良区組織機能の評価
土地改良事業及び施設管理の中核的実施主体として位置づけられている土地改良区をどのように評価するか。

特に、県営事業の採択基準の緩和、市町村営事業の増大等により団体営事業に占めるウェートが低下してきている。土地改良区の事業は維持管理事業にシフトしているのではないか。このようないくつかの問題がある。

● 事業制度の改正に伴う県営事業、市町村事業の拡大により、維持管理事業が主体となりつてあるが、一面土地総（特に小規模排水事業）が増加の傾向にあるが、必ずしも維持管理事業に現在はシフトしていると考えられないが、今後早い機会にその様な

● 土地改良区の再編整備の方向

③ 土地改良区の再編整備の方向

● 構造政策の観点から、当然使用収益者の負担と考えられるが、事業完了後土地の有益費の点か

1 方
① 今後における土地改良区のあり方
土地改良区組織機能の評価
土地改良事業及び施設管理の中核的実施主体として位置づけられている土地改良区をどのように評価するか。

● ② 今後の土地改良事業における土地改良区と市町村の役割分担
土地改良区と市町村の役割分担
都市化、混住化の中にあって、今後土地改良事業を推進していくためには、例えば、線工事は土地改良区、面工事は市町村などと土地改良区と末端行政主体たる市町村との役割分担が必要ではないかと考えられるが、その方法、基準等をどのように考えるべきか。

● ③ 今後、土地改良法の改正により地方財政援助がなされるということになれば、役割分担は必ずしも明確にする必要はないと考えられるが、公共性の大きい幹線農道、幹線排水路は当然、市町村負担となる傾向がある。

● ② 事業内容に応じた費用負担の定め方
組合員資格のあり方に関連し、事業の内容（例えば、ほ場整備と水利施設の管理）に応じて、費用負担者の方を見直す必要がある。

土地改良区に関するアンケート

1 今後における土地改良区のあり方

事態がくるものと思慮される。

● 本県における土地改良区の推移をみると次表の通りである。
また、合併等統合の隘路となっているものは何ですか。

| 年度 | S 一九五 五六 | 六〇 | 六三 | H一 一五六 五一 | 三 |
|-----|----------------|----|----|-----------------|---|
| 合併数 | | | | | |

● 本県行政区内に土地改良区の合併が進められる傾向にあるが、行政単位と水系単位が重複する場合に、二重加入となることから水系を基準とした数行政単位（広域行政区）とした土地改良区の合併が必要であり特に合併統合の隘路については、土地改良区の財産、役員人事、職員の身分保証が問題となる。

● 将来の農村を展望する時農家は、二分化の傾向、即ち、土地利用型農家と集約的農業を営む農家に分化されていくものと考えられることから、当然農地の流動化は重要なことであるが、現実農地の受委託には、農地の生前贈与や農業年金等の問題があつて現時点での判断はむづかしい。農業生産法人に対する農地法との関連もあり今後更に検討したい。

| 1 m ³ 当り 単価 円 5 | 金額 円 1,500 | 数量／人員 ※91.25／5 | 家庭雑排水、し尿浄化槽放流水 18.25 m ³ ／1人 | | | |
|-------------------------------------|------------------|-------------------|---|--------|-----------|-----------|
| | | | m ³ 当り 単価 | | | |
| | | | 10日 | 20日 | 25日 | 30日 |
| 10 | 3,000 | 182.5／10 | 1,825 | 3,650 | 4,562.50 | 5,475 |
| 15 | 4,500 | 273.75／15 | 2,737.50 | 5,475 | 6,843.75 | 8,212.50 |
| 20 | 6,000 | 365／20 | 3,650 | 7,300 | 9,125 | 10,950 |
| 25 | 7,500 | 456.25／25 | 4,562.50 | 9,125 | 11,406.25 | 13,687.50 |
| 30 | 9,000 | 547.5／30 | 5,475 | 10,950 | 13,687.50 | 16,425 |
| 40 | 12,000 | 730／40 | 7,300 | 14,600 | 18,250 | 21,900 |
| ※50 | ※15,000 | 912.5／50 | 9,125 | 18,250 | 22,812.50 | 27,375 |

土地改良施設他目的使用料単価表

(説明)

○ 工場排水

一日に排水される量を 1 m³として年間300日稼働として300 m³の排水量となる。従って 1 m³当り単価を50円とした場合※300 m³×50円=15,000円

○ 家庭雑排水、し尿浄化槽放流水

一日の排水量は通常一人50 ℥であり年間18.25 m³となる。(365日×50 ℥=18.25 m³) ※例えば5人家族の場合年間91.25 m³の排水量となり単価を30円とすれば91.25×30=2,737.50円が年間使用料として土地改良施設他目的使用契約に基づき徴収することになる。

この単価表は一つの例示であり土地改良施設を維持管理するための経費、土地改良区の事務的経費を総合的に判断して使用する者に対して納得のいく説明の出来る適切な使用料を定めるべきである。

(研修会説明資料)

う現実に問題があり、使用収益者の負担が増大し、利用権集積が進行しないことも考慮される。水利施設については、それを使用する使用収益者が負担することを明記すべきである。

3 土地改良区の行う維持管理事業のあり方

① 土地改良施設の維持管理の現状

現在土地改良区が行っている土地改良施設の維持管理をどう評価し、その問題点をどう据えるか。

● 土地改良施設の維持管理は、水利を主体とする土地改良区について大概適切な管理が行われているが、その他は充分な維持管理が行われているとは理解しがたい。その中には公共性を有するものが多数あり、地域の防災や自然景観の保全等に大きな役割を果たしていると考えられていることからその管理経費についての負担方法を広く検討する必要がある。

② 今後の土地改良施設の維持管

農業用水池 転落事故の判例

1 幼児が農業用水池に転落して溺死した事故につき右用水の利用者に民法三二条による損害賠償責任を認めた事例
2 幼児の死亡による逸失利益の算定と養育費控除の要否（積極）

岐阜地裁御嵩支部。
昭和四七年五月二三日判決

〔事実の概要〕

当時一歳七ヶ月の幼児Aが、その居宅の近くの農業用溜池で溺死したので、Aの両親X₁、X₂（原告）が、溜池の共同占有者であるY₁ないしY₂（以上、被告）に対し、民法七一七条に基づいて損害賠償を訴求したのが本件である。これに對して、Y₁らは、溜池に約二〇〇年前に人の近寄らない奥地に築造されたものであって、ごく最近、近くに町営住宅が建設されて、はじめて危険になつたのであるから、危険発生防止

理における国、地方公共団体、土地改良区の役割分担
都市化、混住化の中において、地域住民の理解のもと維持管理組合等を組織して管理を図ることを明記すべきである。

4 畑かん施設の維持管理

● 畑かん施設は特定の受益者（農業利用、非農業利用の内容）を調査し、その比率を参考として負担基準を定めるのも一方策と考える。特に公共性の高い施設については、その実態により公的負担を検討すべきである。

③ 集落管理の適正化

● 土地改良区が管理している施設は一般的には基幹施設に限られ、末端水路は集落管理に委ねられているが、混住化等集落機能の弱体化に伴い粗放化しているこの末端水路についてどのような手法で管理し、適正化を図るべきか。

④ 末端水路は集落管理に委ねら

時点から当該溜池には設置又は保存に瑕疵が発生したというべきで、右のように、瑕疵が占有者以外の者によって作出された場合であつても、占有者及び所有者は民法七一七条一項所定の順序に従い瑕疵によって生じた損害を賠償する責めに任ずるべきである。これを本件について見ると、本件溜池は、周囲から転落すれば直ちに水中に没入し生命に危険を及ぼすものであり、また、監護者の手を離れた幼児でも容易に右溜池に接近したものである。したがって、本件溜池は、少なくとも幼児の生命に対する危険防止設備を欠いている点において、設備又は保有に瑕疵があつたといわざるをえない。

〔判決要旨〕

（1）Y₁らの責任 溝池の施設又は保存の瑕疵の有無を判断するに当たっては、当該溜池が転落の危険防止設備を含め溜池として使用するための本来の設備を具備していないか否かを検討すべきである。換言すれば、幼児でも独力で接近し得るような場所にある溜池については、幼児の接近を阻止し転落の危険を防止すべき設置を施さない限り、溜池の設置又は保存に瑕疵があるというべきで、幼児の接近の可能性は、溜池の設置当時から存した場合であるとその後に生じたものであるとを問わないというべきである。したがって、のちに周囲に住宅が建築され幼児の接近の可能性が生じた場合には、その

溜池の管理者などに對し、危険防止の施設等の設置を申し入れたこともなかつた点に過失があるので、過失割合を4割とする。

| 〔認容賠償額〕 | 総額 三五二万三千一百円 | 内 (1)逸失利益 二七七万一千円 | (2)慰謝料 三百萬円 (X ₁ 、X ₂ に対し各々一五〇万円) |
|---------|------------------|-------------------|---|
| | 過失相殺四割→三四六万三千一百円 | | |

（2）Aの逸失利益 Aの就労前の養育費相当額をAの逸失利益から控除すべきかについては、議論の存するところであるが、当裁判所はこれを積極に解する（下民集三巻二号表頁参照）。

（3）過失相殺 X₁、X₂は、Aの監護義務を負っているが、X₁ら宅から本件溜池までは障害物は何一つ存在しないのに、本件事故当日のAの監視を怠っていた点、本件

れているのが現状であるが都市化混住化に伴い、非農家を含む地域住民の理解のもと維持管理組合等を組織して管理を図ることを明記すべきである。

5 水田転作

● 水田転作によって、土地改良事業、施設の維持管理等土地改良区

の機能にどのような問題を与えているのか。
● 土地改良区における経費の分担基準は、地積用水量その他の収についても検討すべきでないか。
● 土地改良区における経費の分担を明確にしていく必要があるが、その方法、基準をどのように考えるべきか。
● 土地改良施設の利用の実態（農業利用、非農業利用の内容）を調査し、その比率を参考として負担基準を定めるのも一方策と考える。特に公共性の高い施設については、その実態により公的負担を検討すべきである。

● 畑かん施設の管理主体、管理費の分担等について、土地改良区主体で問題はないのか。

● 畑かん施設は特定の受益者が利用するものであり、管理及び管理費の負担は土地改良区が行うのが妥当であるが、土地改良区の一定地域の中の一部分に過ぎないところから実質的には、関係組合員で組織する維持管理組合で運営しており土地改良区においては、一般経常費のみ賦課徴収しているのが現状であり、本県の場合設問のようなことは過去がないところから実質的には、関係組合員で組織する維持管理組合で運営しており土地改良区においては、一般経常費のみ賦課徴収しているのが現状であり、本県の場合設問のようなことは過去がないところから実質的には、関係組合員で組織する維持管理組合で運営しており土地改良区においては、一般経常費のみ賦課徴収を「基準料金、使用料金」等に区分して、転作水田については、基本料金のみを賦課徴収の対照とすることも考えられるが、基本料金と使用料金を区別する場合の負担比率に難点がある。いづれにしても前段の農水省見解を明確にすることが必要である。なお、水田転作にかかる水利使用料についても公的負担を考慮されるべきでないか。

● 土地改良区における経費の分担を明確にしていく必要があるが、その方法、基準をどのように考えるべきか。
● 土地改良区における経費の分担基準は、地積用水量その他の収についても検討すべきである。

県営老朽ため池等整備事業

半田沼地区の概要

本地区は、伊達郡桑折町に位置し、水系を阿武隈川普藏川として、町内九九ヘクタールの水田をかんがいしている。集水面積は一五五ヘクタール、計画溝水位面積四〇二ヘクタールで桑折町土地改良区（理事長亀岡義彦）が維持管理している。

本地区は、伊達郡桑折町に位置し、水系を阿武隈川普藏川として、町内九九ヘクタールの水田をかんがいしている。集水面積は一五五ヘクタール、計画満水位面積四〇二ヘクタールで桑折町土地改良区（理事長龜岡義彦）が維持管理している。

グラウトを施工し、漏水を防止する。

漏水位からの余裕高不足のため、計画洪水量に対する安全な余裕高まで盛土高上げと右張工による波除工を新設する。

| 計 画 | 現 況 | | | |
|------------------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 土 壠 堤 | 均 一 式 | 土 壠 堤 | 均 一 式 | 型 式 |
| 二 五 〇 四 | " | 二 七 ・ 五 | m | 提 高 |
| 七 〇 ・ 五 | " | 七 〇 ・ 五 | m | 堤 長 |
| 六 七 〇 | m^3 | | | 堤 体 積 |
| 四 八 五 | | | m^3 | 貯 水 量 |
| 一 ・ 五 四 | " | | m | 余 裕 高 |
| 五 ・ 〇 | " | 八 ・ 〇 | m | 天 端 巾 |
| 下 流 二 五 | 余 盛 四 分 | 上 流 二 五 | 上 流 一 ・ 三 | 法 面 勾 配 |
| 二 一 七 日 | 石 張 工 | | | 法 面 保 護 工 |

| 計画 | | 現況 | | 斜樁又は堅樁 | | 取水施設 | | 余水吐 | |
|------------|----------------------|----------------------|-------|--------|-----|------|-----|-----|------|
| HP全巻 | HP全巻 | 構造 | 底 | 樁 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| ○・五〃 | ○・五m | 径 | 構造 | 底 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| 七〇・四〃 | 七〇・四m | 長さ | 底 | 樁 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| トンネル 卷立 | コンクリート 卷立 トンネル | コンクリート 卷立 トンネル | 構造 | 底 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| BII-1-10 | HII-1-10 | HII-1-10 m | 径 | 樁 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| 三四四・九〃 | 三四四・九m | 長さ | 底 | 樁 | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 超流能力 |
| 四・四二一 | (○・三〇) | ○・九一四 | m/sec | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 水深 | 超流能力 |
| 三〇・四二 | | 一〇・一二 | m/sec | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 水深 | 超流能力 |
| ○・七〇 | | ○・四〇 | m | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 水深 | 超流能力 |
| 三六・五〇 | | 一〇・一二 | m/sec | 取水量 | 計画 | 洪水量 | 水深 | 水深 | 超流能力 |
| 側溝流入式 | | 側溝流入式 | 構造 | 構造 | 構造 | 構造 | 構造 | 構造 | 構造 |

職員連絡協議会規約

第一章 總則

金華縣志

と愛情を基本として提携融和し、土地改良事業の発展に寄与するこ

上を図る最も適切なる方途であることを確認し、その実現に必要な活動及び事業を行うことを目的とする。

第2条

団体職員連絡協議会を称し、事務所を福島県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という）内に

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(3) 会員相互の経済的地位の向上
 (2) 土地改良事業に関する調査研究並びに情報活動すること。
 (1) 会員の農業生産の向上

| | |
|----------------|----|
| 監査員 | 3名 |
| （うち1名は代表監査員） | |
| 連絡員 | 7名 |
| 前項の幹事の各管内の定数は、 | |
| 次のとおりとする。 | |

(職務)
第8条 会長はこの会を代表し、会務を總理する。
副会長は会長を補佐し、会長事務があるときは、会長欠けたときはその職務を代理する。

集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定、変更
- (2) 事業計画及び収支決算の承認
- (3) 規約の設定、変更
- (4) 会費の額及び徴収方法
- (5) 役員の選出
- (6) 解散

- (総会の議決方法等)
- 第14条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 議長は、総会において選任する。
- (幹事会の招集)
- 第15条 幹事会は、会長が必要の都度これを招集する。
- 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

- (幹事会の付議執行事項)
- 第16条 幹事会は、次の事項を付議執行する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 総会で議決した事項の執行
- 3 総会の議決を要しない軽微な事項の執行

- 2 会長は、緊急の場合幹事会に代えて、書面又は口頭で幹事の意見を求めることができる。
- (幹事会の議決方法等)

第17条 幹事会の議事は、幹事総数の半数以上が出席し、その過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

第18条 監査員会は、必要な都度代表監査員がこれを招集する。

第19条 この会の経費は、会費・賛助金及びその他の収入をもってこれに充てる。ただし、会費の額及び徴収方法は、総会でこれを定めることとする。

第20条 この会の年度は、毎年四月一日に始まり二月二日に終わる。

第21条 この規約に定めるもののほか、この会の事業の執行に関し必要な細目は会長が別にこれを定める。

第22条 この会の業務を処理するた

め事務局を置く。

第2条 事務局には、事務局員・書記及び会計を置く。

第3条 被表彰候補者は、所属団体の長が行い職歴書を添えて提出する。

第4条 前項の職員は、会長が幹事会に諮つてこれを任免する。

第5条 表彰は、毎年五月三日から施行する。

第6条 この規約は、昭和五八年六月三日から施行する。

第7条 会長は、提出された推薦書に基づき幹事会の意見を聞いて選考する。

第8条 会長は、毎年五月三日までに会長に提出する。

第9条 土地改良団体職員連絡協議会功労者表彰規程

第10条 この会は、会員で県内の土地改良事業に功績のあった者を表彰して、土地改良事業の向上発展に寄与する。

第11条 この会は、会員で県内の土地改良事業に功績のあった者を表彰して、土地改良事業の向上発展に寄与する。

第12条 この規程は、昭和五八年四月一日から施行する。

第13条 この規程は、昭和五八年四月一日から施行する。

第14条 表彰は、毎年総会において行う。

第15条 表彰は、毎年総会において行う。

第16条 表彰は、毎年総会において行う。

第17条 表彰は、毎年総会において行う。

第18条 表彰は、毎年総会において行う。

第19条 表彰は、毎年総会において行う。

第20条 表彰は、毎年総会において行う。

第21条 表彰は、毎年総会において行う。

第22条 表彰は、毎年総会において行う。

第23条 表彰は、毎年総会において行う。

第24条 表彰は、毎年総会において行う。

第25条 表彰は、毎年総会において行う。

第26条 表彰は、毎年総会において行う。

第27条 表彰は、毎年総会において行う。

第28条 表彰は、毎年総会において行う。

第29条 表彰は、毎年総会において行う。

第30条 表彰は、毎年総会において行う。

第31条 表彰は、毎年総会において行う。

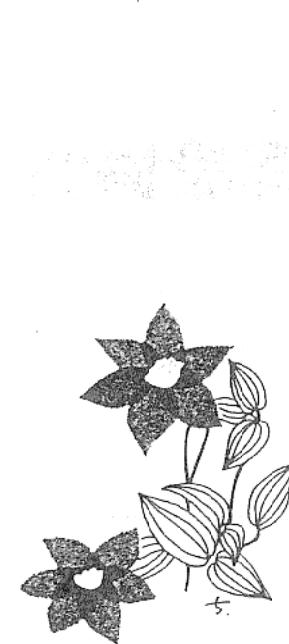
第32条 表彰は、毎年総会において行う。

第33条 表彰は、毎年総会において行う。

第34条 表彰は、毎年総会において行う。

第35条 表彰は、毎年総会において行う。

第36条 表彰は、毎年総会において行う。



福島県土地改良事業団体連合会

会長 伊東正義
専務理事 佐藤芳久

平成三年初秋

残暑お見舞申し上げます

編集子

八月始め梅雨明けが宣言されたが、低温続きで長袖と云う毎日である。福島の桃も日照不足で大根と同じだと悪評もある。

三年前にも福島には本当の夏が来なかつたと記憶している。福島の果物にも相当の被害であると報道されたことを思い出される。

今年も三十四名の永年勤続職員の表彰が行われた。この機会に今迄歩んだ道を振返ることも無駄ではないと思うが……。

今回一〇名の方々に寄稿を頂き厚く御礼申し上げます。半数以上の方々から寄稿頂ければ永年勤続受賞者特集号として発刊することが出来たのに残念でなりません。時間が許すならば、もっと多くの方の寄稿をお待ちしたいところですが、これ以上は無理です。次年抱負などを期待しております。

平成元年度の役職員業務研修会において説明のあった、施設の他目的使用の復習、使用料の基準と、アンケートにおいて土地改良区の今後のあり方、市町村との役割分担などの一考察、農業用水池にかかる転落事故の損害賠償の判例を掲載しました。土地改良区の業務の参考になればと思います。本当の夏が何時来るのか。明日は立秋です。立つとはその名ばかりで、今日この頃の暑さは格別です。残暑お見舞申し上げますと云つた挨拶が聞ける日が来ることを望んで。